



令和 8 年 4 月 23 日
水管理・国土保全局河川環境課

水防月間（5月1日～31日）のお知らせ ～洪水から守ろうみんなの地域～

国土交通省では、防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深めるとともに水防体制の強化を図ることを目的に、毎年5月（北海道は6月）を「水防月間」と定めています。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に対し、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の実効性を高める重要な取組の一つとして、各地域において総合水防演習等の水防訓練や水防団等と河川管理者による共同巡視等、様々な取組を実施します。

【「水防月間」中の取組】

水防訓練等の実施

（1）総合水防演習

国、都道府県、水防管理団体（市町村等）が連携して、各地域で、水防団による水防活動の実践訓練と避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な演習を実施します。

※今年度の予定は別添1参照

（2）水防管理団体が行う水防訓練

水防管理団体が、水防団（消防団を含む）を対象に、水防工法の知識の取得と技術の体得のための訓練を開催します。

（3）水防技術講習会

国、都道府県、水防管理団体が連携して、水防団員や国土交通省職員等を対象に、河川管理施設（樋門等）や災害対策車両（排水ポンプ車等）の操作訓練等を実施するとともに、水防技術を伝承する人材を育てるための講習会を開催します。

洪水予報連絡会等の開催

国、都道府県、水防管理団体等が連携して連絡会を開催し、洪水予報、水防警報や氾濫等の通報といった水防活動に必要な情報の伝達体制の確認をします。

水防団等と河川管理者による重要水防箇所の共同巡視

水防団等と河川管理者が、共同で巡視を行い、水防活動を行う上で特に注意を要する箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時に適切な水防活動を行えるよう備えるとともに、地域住民の参加により地域の水防意識の向上を図ります。

河川管理施設の点検等

河川管理者が、河川管理施設を点検し必要な補修等を行うとともに、操作体制を確実にします。また、許可工作物の施設管理者に対し、必要な指導監督等を行います。

その他

国、都道府県、水防管理団体が連携し、ポスターやリーフレット等を活用して水防月間のPR活動を行うなど、広く国民に向けて水防の重要性と基本的考え方の普及啓発を図ります。

また、水防団員の募集について広く呼びかけるとともに、企業等に対して水防協力団体への参画を働きかけます。



水防（消防）団への入団については、居住する市町村等へお問い合わせください。

<問合せ先>

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 大庭、三國谷

TEL 代表：03-5253-8111（内線 35452、35455）、直通：03-5253-8460